



(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名 称 静岡市文化振興財団共同事業体  
(イ) 点 数 78.4点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)  
(ウ) 指定管理料提示額 218,619千円

イ 総 評 (選定の理由等)

- ・静岡市民文化会館の設置目的に沿って運営方針を定めるとともに、指定管理者として館の使命を達成するための事業方針が示されていること。
- ・申請者が有する市内文化施設・団体等とのネットワークを活かした事業や、館内で公演が開催されない日にも静岡市民文化会館への誘客を目的とした取組みなど、駿府城公園周辺エリアの賑わい創出に貢献する新たな事業展開が示されていること。
- ・サインプランや機器の導入、満空車情報の配信等、当該駐車場の利便性向上と利用促進に向けた施策が多数示されていること。

(4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月14日

(5) 市議会の議決 令和3年3月11日

(6) 指 定 令和3年3月11日

(7) 公 告 令和3年3月17日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市民文化会館・静岡市民文化会館前駐車場

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数 ①×②
<b>【二十点】</b> 1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	(両施設) 1 施設の設置目的を踏まえた運営方針が明確に示されているか。	× 2		
	(両施設) 2 施設の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するため及び駿府城公園周辺エリアの賑わい創出に貢献する事業が事業計画に盛り込まれているか。	× 1		
	(両施設) 3 市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、事業計画に反映されているか。	× 1		
	<b>【所見欄】</b>			
<b>【四十点】</b> 2 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	(文化会館) 1 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	(両施設) 2 市が示した目標値を達成するために、指定期間を通じてどのように取り組むか方針が示されているか。	× 2		
	(文化会館) 3 事業や施設に関する情報提供及び広報活動について、実施方針が示されているか。	× 1		
	(駐車場) 4 変動納付金納付率	× 1		
	(両施設) 5 市民サービス向上のための適切な方策及び市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 1		
	(両施設) 6 経費削減のための努力や工夫がなされているか。	× 1		
	(両施設) 7 事業計画に対する収支予算は適切か。	× 1		
	<b>【所見欄】</b>			

<b>【三十点】</b> 3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	(両施設) 1 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営実績は十分か。	× 2		
	(両施設) 2 施設の運営・維持管理に必要な能力(知識・配置体制)を有しているか。	× 1		
	(両施設) 3 スタッフの指導育成、研修計画等が整備されているか。	× 1		
	(両施設) 4 事故、災害など緊急時における利用者の安全を確保するための対策は整備されているか。	× 1		
	(両施設) 5 利用者の苦情や要望、意見等に対し、適切に対応する体制は整備されているか。	× 1		
	<b>【所見欄】</b>			
<b>【十点】</b> 4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経済的基礎を有していること。	1 経理について適切な処理能力を有しているか。	× 1		
	2 決算収支の状況(経常収支、実質収支)は良好か。	× 1		
	<b>【所見欄】</b>			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1  
当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

**【意見欄】**